

平成20年
飯塚市議会会議録第5号
第3回

平成20年9月30日（火曜日） 午前10時08分開議

●議事日程

日程第20日 9月30日（火曜日）

第1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第76号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）
- 2 議案第79号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 3 議案第82号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）
- 4 議案第83号 財産の取得（消防ポンプ自動車）
- 5 請願第5号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願

第2 厚生文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第81号 財産の取得（鹿毛馬神籠石）
- 2 認定第18号 平成19年度飯塚市立颯田病院事業会計決算の認定
- 3 認定第19号 平成19年度飯塚市立病院事業会計決算の認定

第3 市民経済委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第77号 平成20年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 議案第80号 内野宿友遊館「長崎屋」条例の一部を改正する条例
- 3 議案第84号 契約の締結（鯉田工業団地造成（1工区）工事）
- 4 議案第85号 契約の締結（鯉田工業団地造成（2工区）工事）
- 5 議案第86号 契約の締結（鯉田工業団地造成（3工区）工事）
- 6 議案第87号 契約の締結（鯉田工業団地造成（4工区）工事）
- 7 議案第88号 契約の締結（鯉田工業団地造成（5工区）工事）

第4 建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 認定第15号 平成19年度飯塚市水道事業会計決算の認定
- 2 認定第16号 平成19年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定
- 3 認定第17号 平成19年度飯塚市下水道事業会計決算の認定

第5 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第14号 飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則
- 2 議員提出議案第15号 医師確保へ早急な対策を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第16号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出
- 4 議員提出議案第17号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）関連疾患に関する意見書の提出
- 5 議員提出議案第18号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書の提出
- 6 議員提出議案第19号 雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書の提

出

- 7 議員提出議案第20号 学校耐震化に関する意見書の提出
 - 8 議員提出議案第21号 道路財源の「一般財源化」に関する意見書の提出
- 第6 報告事項の説明、質疑
- 1 報告第25号 平成19年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告
 - 2 報告第26号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
 - 3 報告第27号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
 - 4 報告第28号 専決処分の報告(中学校での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
 - 5 報告第29号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)
- 第7 署名議員の指名
- 第8 閉会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(古本俊克)

これより本会議を開きます。

総務委員会に付託していました議案第76号、議案第79号、議案第82号、議案第83号及び請願第5号、以上5件を一括議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。6番 原田佳尚議員。

◎6番(原田佳尚)

総務委員会に付託を受けました議案4件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第76号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その審査における質疑応答の主なものとして、ごみ処理に関する燃料費の増額補正の根拠は何かということについては、コークスの価格が昨年度実績の倍以上という、当初予算計上時における予想を遥かに超えた高騰となったため、補正が必要になったものであるという答弁であります。

次に、持続する畜産経営安定対策事業費補助金が約291万円計上されているが、どのような内容のものなのかということについては、畜産の牛舎建設に充てられるものであり、今年度に入って採択を受けた事業に対する補助金であるという答弁であります。

この答弁を受けて、もともと畜産業費については当初予算が約25万円しかなく、十分な支援ができていなかったと考えるので、国の支出を待つのではなく、きちんとした位置づけで畜産関係に対する市の財政出動を行うべきであるという意見が出されました。

次に、長崎街道紹介映像作成委託料が500万円計上されているが、どのような形態で作成し、どのように使用していく考えなのかということについては、今回の補正で内野宿ふれあい館の改修工事費を計上しているが、これを展示館として改修し、その中で上映するための映像ソフトの作成委託料であり、DVDの形態にする予定であるという答弁であります。

この答弁を受けて、500万円もかけて、その展示館だけで利用するという発想はいかがなものか。寄付を募るなどして出来るだけ市の支出を抑えたいうで、観光客だけでなく広く市民に見てもらえるように作成すべきではないか。また、今回の補正で大学支援補助金が計上されていることに関連して、せっかくこのような補助を創設するのであれば、この映像作成についても、業者委託ではなく、大学と一体となって、若者の目を見た映像を作成してもらおうほうが、良い結果につながるのではないかという意見が出されました。

次に、内野宿の長崎屋等の改修工事費1,900万円を計上し、施設を整備することについて、非常に財政が厳しい中で新しい事業を起こすことになるわけだが、整備後の運営費や地域住民との連携のあり方など、どのように考えているのかということについては、現在、内部で調整を図っている段階であり、必要最小限の経費で事業を行っていききたいという答弁であります。

この答弁を受けて、施設を整備すれば当然、様々な経費が必要になってくるわけであるが、一方で、旧伊藤伝右衛門邸で活動しておられる観光ボランティアの方々に対してはほとんど金銭的な助成をしていない現状も考慮し、整合性のある観光施策を行っていくべきであるという意見が出されました。

次に、市内の小中学校、合わせて2校の大規模改造工事設計委託料が計上されているが、改造の内容、積算の根拠はどのようなものなのか。また、耐震補強工事に関してはどのように考えているのかということについては、校舎屋根の防水工事、外壁の改修、身体障がい者対策としてのトイレの改造等を含むものであり、今年度に施工した小中学校の工事費をもとに概算工事費を算出し、福岡県建設技術情報センターによる設計工事監理委託料算定基準に基づいて委託料の算定を行ったものである。また、児童・生徒にとって安心・安全な学校施設造りのため、耐震化を推進していく考えであるという答弁であります。

次に、歳入として、獅子舞の獅子頭の購入に対するコミュニティ助成金が計上されているが、このような地域のお祭りに関する補助の申請においては、「公民館活動などの一環として行われているもの」、あるいは「お宮の行事として行われているもの」といった性格の違いによって、補助の決定に影響が出てくるのかということについては、助成の対象になる事業として、「特定目的のために組織された宗教団体等は除くものとする」と記載されており、今回の助成は、幸袋の中一地区の獅子舞保存会という、地域に密着した活動をされている市民団体に対するものという位置づけで、申請が認められたものであるという答弁であります。

以上のような質疑応答ののち、委員の中から、今回の補正には、工業用地造成事業特別会計に対する不自然な支出や、遠賀川・穂波川もぐり橋等設置工事費など税金の無駄遣いと思われる予算が含まれており、本案には反対するという意見が出され、採決を行った結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第79号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 及び 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」、「議案第82号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」、および「議案第83号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」、以上3件については、執行部から、補正予算書並びに議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、種々審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第5号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願」については、慎重に審査するというので、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（古本俊克）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。3番 川上直喜議員。

◎3番 (川上直喜)

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、議案第76号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)に反対し討論を行います。

失業対策費の不動産鑑定手数料42万円、工業用地造成事業特別会計への繰り出し金44万円の2件は、目尾工業団地造成事業関連の支出であります。事業そのものは特別会計で実施するとして、9月補正で新規に9,724万円を計上しています。造成面積は1.5haで分譲面積は0.87ha、工期は来年2月から6月までの5カ月間となっています。

不動産鑑定手数料は、計画用地が目尾地域振興基本計画に基づいて土地開発公社が先行取得し、特定地域開発就労事業により造成された土地の一部であることから、今回の用途変更に伴い、国に対する補助金返還の金額を確定するためのものであります。

また、繰り出し金は、開発許可申請手数料のほか、借金できない費用をカバーするためのものであります。今回、事業は、わずか0.87haを分譲するのに、国庫補助金の返還を含めて1億円を超す支出を行い、予定を繰り上げて用地を買い、年度末に駆け込みで着工するなど異例の急テンポです。ところが、企業誘致の交渉は金型工業など2社と話し合っているというだけで進出の予定にもなっていない状況で、企業進出によって市の収入がどのくらい増えるか、地元の雇用効果はどの程度見込めるのかも、市は検討していません。

今回、補正予算案は、このような不自然な事業に関連する予算計上のほか、不要不急の遠賀川・穂波川めぐり橋設置工事費900万円など削除すべき無駄遣いがあり、我が党は賛成できません。以上で、私の討論を終わります。

○議長 (古本俊克)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、議案第76号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第79号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例、議案第82号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)及び議案第83号 財産の取得(消防ポンプ自動車)、以上3件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、請願第5号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める請願の委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

厚生文教委員会に付託していました議案第81号、認定第18号及び認定第19号、以上3件を一括議題といたします。

厚生文教委員長の報告を求めます。29番 佐藤清和議員。

◎29番（佐藤清和）

厚生文教委員会に付託を受けました、議案1件、認定議案2件について審査した結果を報告いたします。

「議案第81号 財産の取得（鹿毛馬神籠石）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け種々審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、買取価格はどのように算定されているのかということについては、近隣地域内に標準土地を設定し、類似する取引事例から比準する取引事例比較法により、当該土地の標準価格を求め買取価格を算定している。なお、標準土地は、旧穎田町佐与の2ヶ所と旧飯塚市大日寺の1ヶ所としているという答弁であります。以上のような質疑応答ののち、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第18号 平成19年度 飯塚市立穎田病院事業会計決算の認定」及び「認定第19号 平成19年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」以上2件については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受けたのち、いずれも、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（古本俊克）

厚生文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、議案第81号 財産の取得（鹿毛馬神籠石）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、認定第18号 平成19年度飯塚市立穎田病院事業会計決算の認定及び認定第19号 平成19年度飯塚市立病院事業会計決算の認定、以上2件の委員長報告はいずれも継続審査であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

市民経済委員会に付託していましたが議案第77号、議案第80号及び議案第84号から議案第88号までの5件、以上7件を一括議題といたします。

市民経済委員長の報告を求めます。12番 田中裕二議員。

◎12番（田中裕二）

市民経済委員会に付託を受けました議案7件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第77号 平成20年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第80号 内野宿友遊館「長崎屋」条例の一部を改正する条例」以上2件については、執行部から補正予算書並びに議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第84号 契約の締結（鯉田工業団地造成（1工区）工事）」から「議案第88号 契約の締結（鯉田工業団地造成（5工区）工事）」までの5件については、議案書等に基づき一括して補足説明を受け、さらに、9月24日の本会議において各議員から審査要望のあった事項について説明を受けた後、種々審査いたしました。

その審査における質疑応答の主なものとして、1、2工区の入札において「切り土または盛り土の土量10万?以上の施工実績」さらに「市外業者」という条件を付けた理由は何か。また、条

件付けにより、一部業者が排除されることになったが、本当に競争性が確保されたと考えるか、ということについては、1、2工区については改良を要する軟弱な地盤が大変多いということ、特に1工区については調整池、ビオトープを設置することから、技術的な観点からも難易度が高いため、10万?以上の造成工事及び地盤改良工事等の施工実績を求めたもので、確かに入札参加対象者を増やし競争性を高めるという観点からすれば、対象者数が少なくなる可能性があるとの認識はしていたが、適正な工事履行、また品質確保のために必要な条件を設定したものである、という答弁であります。

次に、1、2工区において工事を行う市外業者いわゆる「ゼネコン」に五つの工区全体における牽引的役割を期待するということだが、このようなことが告示内容等に記載されているのか、ということについては、本事業は工区をまたいだ計画であり、各工区間での施工協議が大変重要となるため、全体の施工協議の中で市外業者が持っている豊富な経験や高い技術力により適切な意見を出してもらうことで、工事のスムーズな進捗を図っていきたくと考えている。また入札公告の際に掲示した現場説明書の中では、各工区間の連絡を密にし、工程に支障のないようお互いに協力して施工を行うことや、各工区間の請負者や発注者にて工程会議を行うことを提示している、という答弁であります。

次に、不測の事態で変更契約が必要となる場合とはどのようなものがあるのか、ということについては、石炭採掘跡の浅所陥没の場合等であり、ボーリング調査の結果や鉱区図等の資料に基づき、そのおそれは極めて少ないと判断しているが、事業用地は広大であり全てを把握するための資料を入手することは大変難しく、想定外の採掘跡の出現も考えられることから、工事中に出現した場合、その対策工法を十分に検討し実施することから、変更等による工事費等の増額が考えられる。このほかにも、改良土についても土質が変化した場合、配合試験を行って最適な配合量を決定するため、試験結果によっては工事費の増額もしくは減額の変更契約が考えられる。なお、業者の瑕疵による場合は契約の変更の対象にはならない、という答弁であります。

この答弁を受けて、土木工事において設計変更という形で後々増額となるケースが多々見受けられる。もし増額変更が必要になる場合においては、作為的に増額しているのではないか、という疑念を持たれないよう、慎重に調査等を進めてもらいたい、という意見が出されました。

次に、12月まで待てば入札に参加可能なゼネコンが増加するが、工事を急ぐ理由は何か、また、こういった経済状況の中で工業団地の造成は本当に必要か、ということについては、本市浮揚発展のために定住人口の確保や雇用創出は不可欠であることから企業誘致に取り組んでいるが、市内の工業団地はほぼ完売状態であり、自治体間競争に打ち勝つためにも工業団地の完成は急務である、という答弁であります。

次に、五つの工区に関する議案のうち1つでも否決となった場合、事業の完成は見込めないということだが、実質的に事業を履行できない契約というのはいり得るのか、ということについては、その想定はしていない、という答弁であります。

この答弁を受けて、1箇所でも工事が履行できなければ契約条件・期日も守っているほかの工区の業者に対して申し開きができないし、工期自体が延長されることになれば金額も増加すると見込まれるので、想定していないということは認められない。この点に関しては凍結という形も視野に入れ、何らかの形で考えていかなければならない、という意見が出されました。

以上のような質疑応答ののち、委員の中から、色々と払拭できない疑義があるものの、結果的に五工区全ての入札結果が最低制限価格での落札となったことで談合はなかったと理解しているし、最終的に市民のためになり得る財産ができるものと期待して、本案5件については賛成する、という意見が出され、採決した結果、「議案第84号 契約の締結（鯉田工業団地造成（1工区）工事）」および「議案第85号 契約の締結（鯉田工業団地造成（2工区）工事）」以上2件については、賛成少数で、いずれも否決すべきものと決定いたしました。

また、「議案第86号 契約の締結（鯉田工業団地造成（3工区）工事）」、「議案第87号 契

約の締結（鯉田工業団地造成（４工区）工事）」、および「議案第８８号 契約の締結（鯉田工業団地造成（５工区）工事）」以上３件については、全会一致により、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（古本俊克）

市民経済委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。２３番 瀬戸 元議員。

◆２３番（瀬戸元）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というのがありますが、第１条に意義が書いてあるんですが、公共工事に対する国民の信頼の確保と、これを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とすると。その中で第３条に「公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化を図られなければならない。１、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること」、この件については、何か執行部の方から御説明がありましたでしょうか。

○議長（古本俊克）

暫時休憩いたします。

午前１０時３０分 休憩

午前１０時３１分 再開

○議長（古本俊克）

本会議を再開いたします。

１２番 田中裕二議員。

◎１２番（田中裕二）

そのような説明はあっておりません。

○議長（古本俊克） ２３番 瀬戸 元議員。

◆２３番（瀬戸元）

それに、もう一点お尋ねします。入札及び契約からの談合、その他の不正行為の排除が徹底されることと３条の３にあるんですが、こういうことについては何か御説明がございましたでしょうか。

○議長（古本俊克） １２番 田中裕二議員。

◎１２番（田中裕二）

そのような質疑があっておりませんので、説明もあっておりません。

○議長（古本俊克） ２３番 瀬戸 元議員。

◆２３番（瀬戸元）

審査要望の中で、なかったでしょうか。

○議長（古本俊克）

暫時休憩いたします。

午前１０時３２分 休憩

午前１０時３２分 再開

○議長（古本俊克）

本会議を再開いたします。

12番 田中裕二議員。

◎12番（田中裕二）

審査要望の中でも、そのような説明はあっておりません。

○議長（古本俊克）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。11番 八児雄二議員。

◎11番（八児雄二）

議案第84号 契約の締結（鯉田工業団地造成（1工区）工事）、議案第85号 契約の締結（鯉田工業団地造成（2工区）工事）について討論をさせていただきます。

この議案第84号と85号は鯉田工業団地造成工事の1工区と2工区の契約を締結しようとするもので、市民経済委員長の報告ではこれを否決するものですが、私は、これは可決すべきだと思います。

確かに、本会議でも質疑がありましたように10万m³の条件付きの根拠、または条件を付けたことによる入札資格業者が減少し、競争性が確保できたかどうかということなど問題点もありますが、入札が不正に行われたという事実もなく、入札後、落札業者以外の業者からの異議もあってないようであり、入札に関しては法的に何ら違法性はないと判断されていると思います。また、落札業者も、何ら問題もない業者であります。このようなことを勘案いたしますと、私どもは鯉田工業団地の造成に賛成をしまりました。また、予算も通してまいりました。私は鯉田工業団地の造成工事は実施すべきだと思います、この議案を否決した委員長報告に反対するものであります。

○議長（古本俊克）

ほかに討論はありませんか。28番 岡部 透議員。

◎28番（岡部透）

議案第84号 契約の締結（鯉田工業団地造成（1工区）工事）に対し、賛成の立場から討論を行います。

この工業団地造成工事については、用地の取得時から何かと問題視され物議を醸した議案であり、執行部も、その解決のために多くの時間を費やし検討を重ねてこられたと思料いたしております。これまで多くの議員諸兄から指摘を受けた問題点を大別いたしますと、1つに、三菱鯉田坑の閉山から長い時間が経過していますが、浅所陥没など、今後の土地活用に影響を及ぼす鉱害の発生する可能性の有無、判明している軟弱地盤の改良など炭鉱跡地そのものに起因する問題。2つに、造成工事の難度に対して大手ゼネコンの必要性を含め業者選考基準のあり方、工期設定のとり方及び入札の資格、条件、方法など、業務の遂行にかかわる問題。3つに、深刻な状況下にあるアメリカ経済の動向、原油の高騰など社会不安を背景に陰りが見えてきた今日、工業団地造成の必要性の有無など、マーケット全体の問題等の3点に集約できようかと考えます。

私も今の時代、今の時点での多額の税金を投入する事業の進め方、必要性には大きな不安を持っております。しかし、反面、人口13万5千人、県下4番目の都市である、この飯塚市が抱えている現在と将来を考えますと、今取り組まれている行財政の改革、この効果効率だけを求める政策だけでよいのか、甚だ疑問を感じざるを得ません。節約だけを政策の売り物にするのであれば、何もしない方がよいのかもしれないかもしれませんが、それで飯塚市の未来があるのでしょうか。表現が適切かどうかわかりませんが、うどん屋の出前持ちと同じように、みずから動かず、ただじっと注文の来るのを待つだけでよい時代でしょうか。今の時代、積極的に注文をとりに出向き、メニューを見せて注文に結びつける努力が肝要であると私は信じております。

今回の工業団地造成に当たっては、議員諸兄より強く御指摘のとおり、そのリスクの大きさに対する不安は当然あります。確かに日本の自動車産業自体、今大きな転機に差しかかっていると私も承知をいたしております。しかし、現実には、この九州でも福岡県は自動車産業の一大拠点となっており、立地面を考えましても宮若市のトヨタ、苅田町の日産を軸とする自動車関連の企業群の中間に位置しており、今回、名古屋に出張所を出して積極的な企業誘致を図る本市の受け皿として不足はないと考え、今後の努力に多いに期待をするものであります。

この契約議案を事業面だけで考えた場合、この事業はグラウンドに500mのトラックをつくるようなものであり、その500mのうち300mだけをアンツーカーを張って、残りの200mは未完成ということになれば、当然これはトラックとして使用はできず、その価値を見出すことはできません。今回、全体を5工区に区割り発注されていますが、答弁の中ではっきりしているように、工区ごとの単独施工は不可能であると言われております。もし、1工区でも否決されることがあれば、当然、全体に支障が出てくるでしょうし、事業費も大きな狂いが生じることは必至であります。そうなれば、事業全体の凍結も視野に入れて事態に対処をしていただきたい。

それともう一つ、議案の提案前からいろんな情報が錯綜し、妙な混乱が発生をいたしておりますが、この責任はどこにあるのでしょうか。執行部は、もう少し情報の管理に責任を持っていたきたい旨を申し添え、賛成討論といたします。

○議長（古本俊克）

ほかに討論はありませんか。6番 原田佳尚議員。

◎6番（原田佳尚）

私は、議案第84号 契約の締結（鯉田工業団地造成（1工区）工事）及び議案第85号 契約の締結（鯉田工業団地造成（2工区）工事）について、反対の立場で討論いたします。

今回の入札につきましては、本年7月より新たに導入されました条件付き一般競争入札により仮契約を締結されたものであります。昨年度より、総務委員会の付託案件として委員一丸となって取り組まれてきた入札制度改革の中で、その大きな目的は談合の防止であります。その対策といたしまして、より談合の起こりにくい環境をつくるため一般競争入札を導入し、その中で入札参加対象者を増やすことにより競争性を高め、より談合を防止しようとするものであります。具体的には、今まで十五、六社による入札から32社前後による入札で、また1千万円以上の契約には最低制限価格の公表を行うことと制度改革をいたしてまいりました。

ところが、今回の一般競争入札におきましては10万m³という条件が課され、入札参加対象者が7社程度であり、従前の指名競争入札よりも入札参加対象者数が少なく、一般競争入札導入の趣旨であります競争性を高め談合を防止していくということに全く逆行しており、入札参加者も5社JVしかいなかったことから談合情報も報道機関にあっております。今回の入札については一般競争入札を導入されたものの、談合防止のための制度改革どころか、入札制度の後退しか言わざるを得ません。一般競争入札においては入札参加対象者数を増やし、競争性を高めることにより談合防止を図り、公平性、透明性が求められるものであります。

以上のような理由によりまして、議案第84号及び議案第85号に対する私の反対討論といたします。

○議長（古本俊克）

ほかに討論はありませんか。3番 川上直喜議員。

◎3番（川上直喜）

私は、ただいまの市民経済委員長の報告のうち、議案第77号及び第84号から第88号に反対し、討論を行います。

まず、平成20年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。9,680万円の借金など、補正はすべて目尾工業団地造成事業のためのものであり、その事業費は最終的に1億円を超えるものです。工事計画では0.87haの分譲用地をつくるために、豊か

な緑の山を切り開くことにしています。市は本会議で、企業誘致の予定はない。総務委員会で、交渉中のところが2件あると説明しましたが、雇用効果がどれだけあるのか、市の収入は幾ら増えるのか、何ら検討していません。

また、用地取得に伴う特定地域開発就労事業の国庫補助金の返還や買い戻し予定の繰り上げ、また年度をまたぐ工期と安易な繰越明許費の設定があります。このように無責任で不自然さの目立つ事業を認めることはできず、今回、議案には反対であります。

次に、鯉田工業団地造成工事請負にかかわる契約議案5件についてであります。鯉田工業団地づくりは、もともと市のスケジュールでは7月着工の予定だったのが大幅に遅れて、ようやく8月22日に入札公告、9月12日入札となったものであります。入札に当たって報道機関から、1工区、2工区で談合が行われているとの情報が寄せられ、本来、入札を延期し調査すべきところなのに、公正入札調査委員会は調査に値しないとして、入札を予定どおり実施したのは極めて不当であります。入札に当たっては業者から誓約書を取り、くじ引きの方法を急遽変更した上に、監査委員の立ち会いまで求める異例の措置をとりました。入札結果が談合情報どおりであったかどうかについて、市は本会議で理由もなく答弁を拒否しましたが、透明性を欠いた態度では市民の信頼は得られません。

また、どの工区も最低制限価格でのくじ引きとはいえ、その価格自体が高めに設定されており、落札率がほぼ85%と高く張りついた形になったことに違和感が残るのであります。

さらに、副市長は「意図したものではない」と答弁しましたが、1工区で落札した共同企業体の代表者が、大幅に入札が遅れる中、7月15日に指名停止が解除になった森本組である事実を指摘しなければなりません。

そもそも、今回の入札参加資格をめぐっては、1工区と2工区だけは共同企業体の代表を市外の大手ゼネコンに限定した上で、過去10年間に元請として10万m³以上の工事の施工実績を持つものという条件を加え、資格業者を当初の20社から7社へ大幅に減らし、競争性を著しく弱めた問題があります。ほかの3つの工区には、1工区や2工区と同程度の土量を扱う工区があるのに何の条件も付けておらず、品質の確保のために必要との説明には無理があるのであります。これは発注者自身が競争性の確保を図る一般競争入札の方向性に逆行し、市行財政改革実施計画にある談合による落札率の引き上げを防止する立場を逸脱するものと言わざるを得ず、このような入札を認めることはできません。

工区割についても重大な問題が明らかになりました。今回の工区割は、三井グループ系の株式会社サンコーコンサルタントが行った実施計画に基づいて作成されたもので、8月14日の市長決裁まで、ほぼ4カ月もかかったのも異例ですが、通常あり得ない複雑な形になっています。地盤改良に多額の費用がかかるギロバックと呼ばれる洗炭残土層を3分割、または2分割し、5つの工区に分けて、また追加工事が必要になるおそれが強い浅所陥没想定区域を、主に市外のゼネコンが入る1工区に割り振ったのは、極めて意図的に感じられるのであります。

また、3工区、4工区、5工区について、複雑で微妙な境界を設定してまで、工事規模を3億円程度の横並びにしていることは極めて不自然であります。このように工区割にした観点、そして検討の経過について、市はなかなか明らかにしませんでした。市民経済委員会で都市建設部次長が「いろんな話が、いろんなところから来る。市内業者にしてくれとか何工区に分けなければいかんとか、いろんな雑念が我々設計する側に、何か変なふうから舞い降りてくる。その中で、やはりこれは2工区とか1工区とかいう話じゃないよねという中で、建設部の中で、じゃあ何工区であればスムーズになるのかというようなことを検討した」と大枠を説明し心情を吐露した内容は極めて教訓的であり、今後解明が必要な問題を含んでいます。

答弁全体から要点を整理してみますと、まず執行部と建設部門は当初から工区は1工区か2工区とし、地盤改良に不安を抱えるギロバックは市外ゼネコンに任せようとしたこと。ところが、その一方で、いろんなところから市内業者に任せようと、工区の数まで示して圧力があり、事業

を進めるために従来の考え方を変えて、つまり圧力に屈し5工区としたことが読み取れるのであります。

さらに、地盤改良に大きな不安を抱えるというギロバックを5つの工区に割り振ったのに、1工区、2工区だけを市外ゼネコンに任せるといった執行部の深刻な矛盾が浮き彫りになるのであります。つまり、この大型プロジェクトをめぐる、市民そっちのけの受注合戦が重層的な争いとなれ合いの中で繰り広げられている構図が浮かび上がっており、我が党はこれを容認するわけにはいきません。

さらに、サンコーコンサルタントは2005年、福岡県に調査報告書を提出し、問題点として3カ所の洗炭残土層、浅所陥没想定区域、コンクリート構造物に対する土壌と水分の強い侵食性を上げています。今回、工事の仕様書を見ますと、まず洗炭残土層の地盤改良は、コンクリートを混入して地表から3mまで固めるとしています。市民経済委員会で土木建設課長は、今回、採用する地盤改良の方法について「パワーブレンダー工法は23年前からあり、平成15年から19年度でも1,724件676万m²あり、技術は十分確立されており問題ない」、このように説明しています。しかし、炭鉱跡地において、3つ合わせ面積3.9ha、最深部で24mという巨大な洗炭残土層を改良した実績は示されていないのであります。そもそも地表から3mの改良という点については、今回、事業をめぐる本市が一貫してアドバイスを受けてきた九州大学の江崎哲郎教授に相談したのではなく、化学的な根拠が示されない上に、地盤改良の効力はどのくらい続くのかについても、「コンクリートの耐用年限の期間である」などと意味のある答弁はありません。そもそも土壌と水質の強い侵食性については、ほとんど認識もなく、凝固効力がどの程度持続するかを考察した形跡も見当たらないのであります。さらに、採炭終了後70年から120年の間、浅所陥没が想定される石炭を掘った後の空洞の対策はありません。市も、多額の工事費用の追加が必要とされるおそれを否定しなかったものであります。これでは、まさに軟弱地盤に巨費を投じて欠陥商品をつくる無駄遣いとなり、許すことはできません。

そもそも三菱マテリアルは有価証券報告書で、4年前から毎年、「関連法令の改正によっては、当社グループにおいて新たな管理費用、処理費用が発生する可能性がある」とリスクの回避を図ってまいりました。平成18年には水ヶ坂にあるボタ山を市有地と交換し、ことしは入札公告の前日8月21日に、土壌汚染を改良したが売れない子会社ダイヤ機械の跡地の無償提供を市に申し出ています。鯉田三坑跡地の土地売買契約書は第9条「鉱害賠償及びその他損害賠償不請求」において、いわば過去、現在、未来にわたる一切の鉱害賠償責任は飯塚市、つまり市民が持つという内容のことが書いてあるわけであります。このままでは、市民が遠い将来まで、途方もない重荷を背負われます。三菱マテリアルの言いなりはやめて、工事はストップし、土地契約は解約を含めて見直すべきであります。

そもそも、自動車関連企業のための工業団地が必要かどうか疑義があること、一般競争入札の競争性の確保や公正な実施に問題が生じていること、さらに今回の工事計画では重大な欠陥を残すことなど、市長が工事を進める前に解決し、市民の納得を得るべき深刻な問題点があったのであります。ところが、市長は8月28日、鯉田公民館で行われたタウンミーティングで、「リサーチパークのように土地が売れなかったら、だれがどう責任をとるのか」と問われて、「そのころには、私も部長たちもいない」と言い張ったのであります。この無責任発言を我が党の楡井莞爾議員に一般質問で追求されると、「その発言に続けて企業誘致に頑張ると言っているではないか」と居直りの答弁をする始末であります。副市長や部長たちの、だれがこの市長をいさめたのでしょうか。

この事業は、行政としては市長、副市長を中心とした、まさに集団無責任体制によって推し進められていると厳しく指摘せざるを得ません。このままでは分譲面積わずか5.3haを売れずに、税金を47億7千万円もつぎ込んだリサーチパークを反省しないまま、今度は無責任体制で鯉田工業団地づくりに突き進むことになり認めるわけにはまいらないのであります。

鯉田工業団地づくりは、自動車関連企業の誘致を目指し三菱マテリアルから購入した炭鉱跡地に、支払い利息を含めて約25億5千万円もの巨費を投じ17.4haの工業用地をつくるものであります。しかし、世界経済をめぐる情勢が大きく揺れ動き不透明な時代に入中、周辺自治体を合わせて十分な工業団地が確保される中で、地理的に劣る上に軟弱地盤が大きく広がっており、造成した土地が売れなければ借金返済に税金を投入することになります。また、土地売買契約書によって、鉱害賠償はすべて市が負担することになります。雇用と仕事を増やすというのなら、仕事がなく困っている本市の市民が本当に働けるように小中学校の耐震補強や市営住宅、生活道路の整備など生活密着型の公共工事、福祉と医療、介護、防災、地元商業や農林業の支援にこそ財政出動を行うべきであります。

鯉田工業団地づくりについては、我が党は2年前、9月議会で、初めてこの問題を取り上げて質問しましたが、当時の議長の職権によって会議録は不当にも削除され、棒線しか残っていません。しかし、展望の見えない鯉田工業団地の強行は、609億円もの借金にあえぐ市財政を大きく圧迫し、将来にわたって市民生活を一層苦しめるものであり、今回の契約議案5件に我が党は断固反対し撤回を求めるものであります。以上で、私の討論を終わります。

○議長（古本俊克）

ほかに討論はありませんか。32番 森山元昭議員。

◎32番（森山元昭）

おはようございます。私は、議案第84号 契約の締結（鯉田工業団地造成（1工区）工事）及び議案第85号 契約の締結（鯉田工業団地造成（2工区）工事）について、反対の立場で討論いたします。

まず、今回の入札につきましては、条件つき一般競争入札により実施されたものであります。その告示において、1工区及び2工区工事の代表者なるものは市外の建設工事に資格者名簿に登録されているものであります。盛り土、または切り土、その土量が10万m³以上の工事施工実績を有することが参加条件に付されておりますが、この工事箇所のうち、最も多く切り土、盛り土がある工事箇所は4工区、5工区であり、1工区、2工区のみ、そのような条件が付されていることは全く理解できません。

また、このような条件により、総合点数1,150点以上の対象者数20社のうち13社が排除され、入札参加対象者が7社となったものであります。このことは、従前の契約方法にあります指名競争入札よりも入札参加対象者数が少なく、一般競争入札導入の趣旨にあります競争心を高め談合を防止していくという方針に逆行しており、全く競争性が失われた結果となっております。

次に、私はさきに開催されました市民経済委員会において、この造成地を腐れ土地と酷評いたしました。このことは、30回にも上るボーリングの調査を実施しなければならなかった土地であります。三菱との協定書の中に、浅所陥没等の鉱害が発生した場合には、本市が全面責任を負わなきゃならないということがあるからです。本当に企業誘致として適しているのかと疑義が生じたからであります。

しかしながら、造成工事そのものについては、以下に述べることが実行されれば、私は反対するものではありません。第1に、この土地について、さらなる調査が実施され、企業誘致についても自信を持ってPRできるようなことと、不測の事態が生じて追加予算等が生じないことが極力ないような事業としていただきたいこと。第2に、委員会の中でも、1工区、2工区にゼネコンを起用する理由について、執行部からの説明が極めて不明瞭であります。6月の定例会、上野議員からの一般質問で、この造成工事は市内業者でも対応が可能かとの質問なり要望に対して、執行部は「対応可能である」と答弁しております。このことを、現在の社会情勢を考慮すると、私は全工区、市内業者による造成が当然と考えるわけです。

以上、申し述べましたが、いずれにしても今回の鯉田工業団地の造成工事については私見であります。執行部の方々の中にも一部、暗中模索するような中で、この計画業務に従事している

ことが見受けられます。また、我々議会への執行部からの説明が大変不足しており、議会との両輪の関係が全く機能しておらず、私としては甚だ遺憾であります。以上で、私の反対討論といたします。

○議長（古本俊克）

ほかに討論はありませんか。27番 道祖 満議員。

◎27番（道祖満）

私は、議案第84号 契約の締結（鯉田工業団地造成（1工区）工事）並びに議案第85号 契約の締結（鯉田工業団地造成（2工区）工事）について、反対の討論をさせていただきます。

私は鯉田地区に住んでおりますので、鯉田地区の炭鉱跡地の開発については、これまで一生懸命、行政に対して開発するように要望してまいりました。また、炭鉱跡地の開発が筑豊の発展には必要だというふうに考えて、行政に対して炭鉱跡地の開発をお願いしてきたところでございます。

今回の議案に対して、なぜ反対するかといいますと、先ほど3番議員さんが反対討論されておりましたけど、この三菱の土地を三菱からいただくに当たっていろいろと中傷等もされました。けど、それはちょっと事実認識の差異があるんじゃないかというふうに思っております。

と申しますのは、ここに昭和63年の9月議会の議事録を持ってきております。ここに共産党の平田議員が、「三菱閉山当時の三菱鉱業は、この炭鉱跡地に関して市に何らかの約束、あるいは覚書を出しておるといふふうに聞いておりますけれど、それは、もしやっておるとすれば、何年何月、またその内容について御説明をしていただきたいと思っております」という質問をされておるんです。市はその当時、「閉山当時に、そのような覚書の交換文書はございません。ただ、44年に市内の各炭鉱——これは三菱に限りませんが——跡地の所有者に、市のほうで地域開発等々を行いたいというふうな趣旨を含めまして譲渡をしていただきたいという正式文書を各炭鉱に出した事実があるわけでございますが、これについて当時、三菱のほうからは回答がございませんでしたが、その後49年に——概要といたしましては——三菱の社有地につきましては地域発展に寄与することを配慮しまして、弊社または関係関連会社と申しますか、これによって開発していきたい。2点につきましては、原則として第三者には譲渡しない方針である。万一、第三者に譲渡するようなことがあれば、事前に市のほうと連絡して、市のほうと協議をしたいというような内容の形で、現在までその形が続いているというのが実情でございます」という市の答弁でございます。こういう事実があるわけです。

それとともに、この質問に、最後に平田議員は、この鯉田の炭鉱跡地に対して、「私が言いたいのは、それだけ炭鉱の歴史が古いんです。古いということは、その後、三菱が買ったんですから、その前からの地域の住民、労働者が、このように犠牲等を払いながら、あそこで石炭を掘り社会に貢献してきたと言えるわけですね。そして、その子孫が今、飯塚市民でもあるし、また鯉田に住んでおられる方たちだと思うんですよ。ですから、炭鉱のこの跡地の問題は、自分の土地だということでは考えられないんですね。普通の地主と違うんです、これは。ですから、それによって、これだけのたくさんの犠牲を経ながら炭鉱経営を続けてきたわけですから、当然、炭鉱をやめたならば、その跡地ぐらいは、その子孫である、労働者の子孫である飯塚市民に払い下げてもいいじゃないかというふうに私たちは思うんです。ですから、そういう立場でこの問題に当たらないと、ただ三菱の顔色ばかりを伺っているのはだめだと思うんですね」ということであるんです、過去のいきさつが。

それで私どもは、市が今回、当初予算に、3月議会に工業団地の造成予算を出されて、工業団地をつくることには同意しておるわけです。そして地元の経済状況を考えると、地元企業による造成が望ましい、できれば多くの人たちが参加してほしい。そういうためには工区割を、多くの地元業者が参加できるように配慮していただきたいということで、また配慮した議案になっておる。この点については、私は結構なことだというふうに理解しておるんです。委員会の中で副市

長は、多くの地元の業者さんに参加してもらおう。また、最終的には工業団地は商品だから、ゼネコンさんを入れることによって商品価値を高める、この点についても、私は了とするものなんです。

しかし、問題はいろいろな委員さんが御指摘しているように、有資格条件として、有資格条件をお持ちの業者は20社、公示しているわけですね。ただ、現実的には土量の、過去10年間に10万m³の土を扱った実績がないといけないという条件を付けることによって、この20社の有資格者は極端に狭められた、この点に私はいささか、今、市が取り組もうとする競争入札について疑義があるわけです。なぜならば、委員会でも述べましたけれど、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というのがあります。これは、委員長報告の中では何も質疑はあってないということでしたけど、私は反対する考え方としてこれを示しております。しかし、それがなかったということですから、あえてここで言わせていただきますが、この法律の目的は、先ほど23番議員さんがちょっと言われましたけど、第1条に公共工事に対する国民の信頼の確保を目的としておるわけですね。そして第3条に、公共工事の入札及び契約については次に掲げる
ところにより、その適正化が図られなければならないというふうになっていて、その第1項から第4項があります。第1項は入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されることなんです。第1項が透明性が確保されること。2に、入札に参加しようとし、または契約の相手方になろうとするもの間の公正な競争が促進されること、第3に入札及び契約からの談合、その他の不正行為の排除が徹底されること、第4に契約された公共工事の適正な施工が確保されることというふうになっております。

私は市の発展のために、この工業団地はどうしてもつくっていただきたい、その思いでこれまで取り組んできております。しかし、やはり譲渡をしてもらうときに、無償譲渡をしてもらうときに疑義があるということは、やはり言われておるわけです。であるならば、この公共事業に対して、この法律に基づいて有資格者が20社ということであるならば、そこに一般競争入札の精神で自由競争をやらせるべきだったというふうに思うんです。そこに何らかの条件を付けることによって、ここが要らぬ疑いを持たれた。せっかくいいものをつくろうとしておるのに疑義を持たれる。このような取組みについて、残念なことに私の思いとちょっと違うところで疑念を持たれるということになりましたので、今回、この議案第84号、85号については賛同しかねる。いいものをつくるときには、やっぱり疑念を持たれないような形で取り組んでいただきたい。そういう思いで、私はこの工事入札をお願いしたかったんですけど。繰り返しになりますが、若干の疑念が生じるような形になった。それが残念で、私はこの案件について、2件については反対せざるを得ないなという考えであります。したがって、今言ったような考えで、この2件については反対させていただきます。

○議長（古本俊克）

ほかに討論はありませんか。13番 上野伸五議員。

◎13番（上野伸五）

上野伸五です。先ほど私の個別名称まで挙げていただき、6月議会での質問を理由の一つとして反対討論がなされましたが、私は議案第84号から88号まで、鯉田工業団地造成の契約に関する5つの議案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

しかし、最初に、このように議会を二分させるような行政執行部の対応不手際について苦言を呈さなければなりません。昨年12月のコスモスコモン指定管理者に関する上程議案否決の反省が生かされないことは、極めて残念であると言わざるを得ません。今後は、このような事態を招くことのないよう一貫した態度で執行権の行使に臨み、議会に対しても誠実、真摯な対応を心がけていただきますようお願いいたします。

さて、鯉田工業団地造成に関する5つの議案についてですが、これらの議案に対しては、私も大きく4つの点について疑問を持ちました。

まず1点目は、工事着工の時期についてです。自動車業界を取り巻く経済情勢は、鯉田工業団地造成工事予算を可決した後、この数カ月間で一段と冷え込んでおり、依然として芳しくない飯塚市の財政状態の中、この時期での着工が本当に正しいのだろうかという疑問です。この点については、ピンチをチャンスととらえる経営者も多いとの現地名古屋事務所からの報告。市役所内においては、企画調整部、総務部、財務部、経済部、さらに都市建設部の5つの部署合同で鋭意協議検討を重ね、ぜひとも一日も早い完成が必要だという結果を見たこと。また、今議会には目尾工業団地造成の補正予算も上程されておりますが、これは委員会において可決され、飯塚市内には工業団地が不足し、早急に整備すべき状態だと委員会において認めたこと。さらに、この目尾工業団地に関する議案上程は、企業誘致担当による自信ある態度の表明だと、私は高く評価しているものであります。そして何より、地域浮揚のためには、より早く受け皿を持つことで、機会を逸することなく早期の企業誘致を実現したいという齊藤市長を初め執行部の強い思いを聞かせていただき、一日も早い完成が飯塚市民の大きな財産の創造につながるものと判断し、着工時期に関する疑問については理解、納得いたしました。

次に、疑問点の2つ目は、市外業者を入札に参加させたことです。さきの6月議会で、「市内業者でも対応可能ではないかと思う」との答弁もいただいており、私としては、当然すべて市内の業者でやっていただけるものと思っておりました。この点については工区が5つであり、お互いの土の切り盛りを主体とした一体感の強いこの造成工事は、どこかの工区に遅れが生じたり問題が生じれば工事全体に不具合が発生するという。飯塚市としてもまれに見る大工事で、不測の事態が発生した際には、経験が多く強い技術力のある業者であれば対応が早い。商品として販売するからには、確実に、よりよい商品としてつくり上げたいなどとの説明を受け、地元業者の育成を掲げる執行部としても、市外業者を参加させることは苦渋の選択であったろうと、さきの議会答弁だけに固執することなく理解をいたしました。

疑問点の3つ目は、入札参加の条件についてです。近々の10年間で10万m³以上の土木工事施工経験があることと条件を付けることによって、入札参加業者が制限されたという点です。これについては、ただいま申し述べました市外業者を入札参加させた理由、多くの経験と高い技術力を確保したいという点、1・2工区は比較的難しい工事が要求されるという点から考えても、たとえ市外の業者といえども、ある程度の実績は必要であります。土木工事経験の浅い市外業者が落札すれば、地元の下請に工事のほとんどが丸投げされるからよいのではないかという、いかにも名義貸し的なこの考えには同調することができないのであります。以上のようなことから、市外業者の入札参加へ条件を付けたことについては、むしろ当然であるべきことと判断をいたしました。また、他の工区についても条件を付けるべきではないのかという指摘もなされております。この点についても、行政執行部に対しては少なからず議会に疑念を与え、信頼関係を損なうような不明瞭な説明や答弁は不適切であったと指摘せざるを得ません。しかし、工事の難易度は土の量だけでは知り知ることはできず、最新の土木技術に精通していない私があればこれと考えるよりも、専門的な知識を持つ技術関係職員の検討結果を信じ、追認すべきであるべきと判断をいたしました。

最後に、疑問点の4つ目でございます。数カ月待てば指名停止だった市外業者が増えて競争力が高まるのではないかという疑問について。この場合の競争力という言葉の意味は落札価格に反映されると思いますが、その競争の果ては今回の最低落札価格にほかならないのであり、しかも今回の結果は最低制限価格による抽せんでもあり、まず公正な入札が行われたことは明白であります。たとえ入札業者を増やしたとしても、次も最低制限価格になるという保証は全くなく、今回の入札結果以上の競争力発揮にはつながらないものと考えます。1・2工区は入札参加業者の数が少ないと言われておりますが、他の3・4・5工区でも13のJVによる入札であり、国の推奨する30という数字の半分以下でありますので、仮に入札参加業者の数を理由に反対するのであれば、5工区すべてについて反対しなくてはならないと私は考えるのであります。

また、先ほども申し述べましたとおり、数カ月の遅れが名古屋事務所を中心とする企業誘致活動全体に支障を来し、結果的に工業団地は完成したものの、近隣自治体との誘致競争に遅れをとったなどという最悪の事態は絶対に避けなければならないのであります。入札に至るその過程は、確かにベストなものではない。これは私も認めるところでありますので、今回、議会、委員会において指摘された点を真摯に受けとめ、今後の大きな課題として、よりよい入札制度づくりについて、ますますの討議を深め重ねていくべきであると思っております。

最終的な判断をする上で私が考えましたのは、入札は結果的に公正に行われたが、市外の業者を入れたからとか、入札条件をつけた、あるいはつけなかったからなどという点だけをとらまえてこれらの議案に反対すれば、企業誘致に失敗するリスクや造成工事全体を白紙に戻す、または凍結させるリスクを議会が背負うことになり、そのようなことが果たして市民の皆様にとって最善の方法なのだろうかということでもあります。齊藤市長が地域活性施策の大きな柱として掲げた、この鯉田工業団地を造成する予算については、既に議会の同意を得ております。今回の議決で企業誘致活動は止まり地域浮揚が一段と遅れる、このような事態に陥ることを、私は一番懸念、心配いたしております。反対というネガティブな行動よりも、これまでに御答弁いただいた職員の言葉を信頼した上で、一刻も早く立派な工業団地を完成し、企業誘致を実現し、早期に財政の健全化を達成していただきたい、そして市民の皆様のさまざまな要望に対して、今はお金がないからできませんなどという情けない答弁を、この飯塚市から一刻も早く排除したいのであります。

以上のような考えのもと、私はこれらの議案に対して賛成することを決意いたしました。同僚議員の皆様におかれましては、このような視点からも再度御検討をいただいて、ぜひ御賛同賜りますようお願い申し上げます、私の賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（古本俊克）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、議案第77号 平成20年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第80号 内野宿友遊館「長崎屋」条例の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第84号 契約の締結（鯉田工業団地造成（1工区）工事）の委員長報告は否決であります。よって、原案について採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

わかりました。念のため、本案に反対の議員は御起立願います。

（起立）

わかりました。可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案について、議長は否決と採決いたします。

次に、議案第85号 契約の締結（鯉田工業団地造成（2工区）工事）の委員長報告は否決であります。よって、原案について採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

わかりました。念のため、本案に反対の議員は御起立願います。

(起立)

わかりました。可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案について、議長は否決と採決いたします。

次に、議案第86号 契約の締結（鯉田工業団地造成（3工区）工事）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第87号 契約の締結（鯉田工業団地造成（4工区）工事）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第88号 契約の締結（鯉田工業団地造成（5工区）工事）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

暫時休憩いたします。再開を午前11時40分といたします。

午前11時30分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（古本俊克）

本会議を再開いたします。

建設委員会に付託していましたが認定第15号から認定第17号までの3件を一括議題といたします。

建設委員長の報告を求めます。23番 瀬戸 元議員。

◎23番（瀬戸元）

建設委員会に付託を受けました認定議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「認定第15号 平成19年度飯塚市水道事業会計決算の認定」「認定第16号 平成19年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」、及び、「認定第17号 平成19年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」以上3件については、執行部から決算書等に基づきそれぞれ補足説明を受けたのち、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（古本俊克）

建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。認定第15号 平成19年度飯塚市水道事業会計決算の認定、認定第16号 平成19年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定及び認定第17号 平成19年度飯塚市下水道事業会計決算の認定、以上3件の委員長報告はいずれも継続審査であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

議員提出議案第14号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。7番 後藤久磨生議員。

◎7番（後藤久磨生）

議員提出議案第14号について提案理由の説明をいたします。

議員提出議案第14号 飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関係規定を整備するため、本案を提出するものであります。

なお、内容の説明は省略させていただきます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（古本俊克）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議員提出議案第14号 飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

議員提出議案第15号及び議員提出議案第16号、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。3番 川上直喜議員。

◎3番（川上直喜）

議員提出議案第15号及び議員提出議案第16号、以上2件について提案理由の説明をいたします。

本件2件はいずれも意見書案であり、お手元に配付してありますので、案文の朗読は省略し、それぞれの送付先を申し述べさせていただきます。医師確保へ早急な対策を求める意見書案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣あてに、後期高齢者医療制度に関する意見書案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣あてに、それぞれ提出したいと考えております。

最後に、議員各位の御賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（古本俊克）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、議員提出議案第15号 医師確保へ早急な対策を求める意見書の提出について、原案どおり可決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は原案可決されました。

次に、議員提出議案第16号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出について、原案どおり可決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

議員提出議案第17号から議員提出議案第21号までの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。11番 八児雄二議員。

◎11番（八児雄二）

議員提出議案第17号から議員提出議案第21号までの5件について、提案の理由を説明いたします。

本件5件はいずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、それぞれの送付先を申し述べさせていただきます。ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）関連疾患に関する意見書案は、内閣総理大臣、厚生労働大臣あてに、太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書案は、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣あてに、雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書案は、内閣総理大臣、厚生労働大臣あてに、学校耐震化に関する意見書案は、内閣総理大臣、文部科学大臣あてに、道路財源の「一般財源化」に関する意見書案は、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣あてに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古本俊克）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案5件は会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案5件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、議員提出議案第17号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）関連疾患に関する意見書の提出について、原案どおり可決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は原案可決されました。

次に、議員提出議案第18号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書の提出について、原案どおり可決することに賛成の議員は御起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は原案可決されました。

次に、議員提出議案第19号 雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書の提出について、原案どおり可決することに賛成の議員は御起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は原案可決されました。

次に、議員提出議案第20号 学校耐震化に関する意見書の提出について、原案どおり可決することに賛成の議員は御起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は原案可決されました。

次に、議員提出議案第21号 道路財源の「一般財源化」に関する意見書の提出について、原案どおり可決することに賛成の議員は御起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は原案可決されました。

報告第25号 平成19年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告を求めます。財政課長。

◎財政課長(石田慎二)

報告第25号 平成19年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について御説明いたします。

議案書の38ページをお願いいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、平成19年度決算より監査委員の審査意見書を付して議会へ報告するものでございます。

この財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表と、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画策定を義務づけ、その計画を実行するための行財政上の是正措置を講ずることにより、地方公共団体の財政健全化に資することを目的として制定されたものであります。旧来の地方財政再建促進特別措置法とは早期是正機能を有する点、将来の負担に関する指標がある点で異なっております。

表に記載しております各比率について御説明いたします。健全化判断比率のうち実質赤字比率は、公営事業会計を除く一般会計等の中心的な行政サービスを行う会計、いわゆる普通会計における実質的な赤字を示す指標でございます。

連結実質赤字比率は、公営事業会計を含む地方公共団体の全会計の赤字の程度を示す指標となっております。平成19年度決算では公営事業会計の一部で赤字決算となりましたが、普通会計及び市の会計全体としては赤字となりませんでしたので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに数値の記載はございません。

実質公債費比率は、普通会計における地方債の元利償還金と公債費に準ずる債務負担行為、公営企業及び一部事務組合の公債費に充てたと認められる繰り出し金、負担金、補助金などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、19年度の比率は14.3%となっております。

将来負担比率は、地方公共団体の普通会計の地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合、公社や第三セクター等への負担も含めた、将来、本市が負担すべき実質的な負債の程度を指標化したもので、19年度は77.3%となっております。実質公債費比率、将来負担比率ともに自主的な改善努力を求められる早期健全化基準——表の中ほどに記載してありますが——この基準値を下回る数値となっております。

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示す資金不足比率につきましては、すべ

ての公営企業会計において平成19年度の資金不足額はございませんでしたので数値を記載しておりません。

なお、本日御報告いたしました健全化判断比率等につきましては、後日、市報及びホームページに掲載し、市民の皆様へ公表する予定でございます。以上、報告を終わります。

○議長（古本俊克）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

報告第26号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）の報告を求めます。環境施設課長。

◎環境施設課長（今中敏晴）

報告第26号について御報告いたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものです。

議案書の41ページをお願いいたします。本件事故は、平成20年6月4日、水曜日、午後2時30分ごろ、環境施設課職員がごみ収集作業中、路肩に停車させていたごみ収集作業車を合図後に発進させた際、後方から追い越そうとした相手方車両に気づくのが遅れ、左前部に接触し、双方の車両を損傷させたものでございます。

損害状況につきましては、ごみ収集車はフロントバンパー、左フロントウインカー等と、相手方車両はフロントバンパー、左フロントフェンダー等でございます。なお、人身傷害につきましては、双方ともございません。

事故の原因は、職員が後方確認を怠ったこと及び相手方の前方不注意によるものでございます。

事故によります過失割合は市が80%、相手方が20%で、示談成立、解決いたしております。損害の賠償額につきましては22万7,200円であります。相手方の車両の修繕料につきましては、双方の過失割合に基づき市の負担額から相手方の損害負担額を相殺し、差額の19万4,430円となっております。

今後とも、当該職員はもとより他の職員につきましても、公用車を含め、安全運転の指導に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。以上、報告を終わります。

○議長（古本俊克）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

報告第27号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）の報告を求めます。穂波支所経済建設課長。

◎穂波支所経済建設課長（有吉通徳）

報告第27号につきまして御報告申し上げます。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので御報告いたします。

議案書の43ページをお願いいたします。本件事故は、平成20年4月28日、月曜日、午後1時45分ごろ、当課職員が市内平恒地内の市道平恒・鳶ヶ浦・堤尻線の信号機及び停止線のないT字路を直進した際、左側道路から自転車車が飛び出してきたため、ブレーキをかけたが間に合わず衝突し、相手方を負傷させ車両を損傷させたものでございます。

損害状況につきましては、相手方は右前額部、右肩及び右大腿部の打撲及び自転車フレーム等の損傷であり、公用車につきましてはフロントガラス、ヘッドライト下部パネルの損傷であります。

事故の原因は、市職員の前方不注意及び相手方の交差点への飛び出しが原因であります。

過失割合は市90%、相手方10%で示談が成立いたしており、損害の賠償額は45万4,590円となっております。

2円であります。相手方車両の修繕料について、市の負担額1万5,057円から市車両の相手方の負担額1万2,101円を相殺し、差額2,956円と相手方の人身傷害賠償額43万9,535円のうち治療費25万9,850円を除いた慰謝料等17万9,685円が、全国市有物件災害共済会より相手方に支払われます。

今回の事故につきましては前方不注意が原因であり、当該職員には厳しく指導するとともに、他の職員にも公私を問わず日ごろより安全運転に心がけるよう指導を重ねてまいります。以上、簡単ですが、報告を終わります。

○議長（古本俊克）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

報告第28号 専決処分の報告（中学校での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）の報告を求めます。学校教育課長。

◎学校教育課長（片峯誠）

報告第28号について報告いたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告をいたします。

議案書の45ページをお願いいたします。本件事故は、平成20年4月8日、火曜日、午後2時15分ごろ、颯田中学校野球部生徒が運動場でキャッチボールの練習中、相手の投げたボールがそれてしまい、フェンスを越え、市道を走行していた車両の天井に当たり、相手方の人身傷害はありませんでしたが、車両天井部にくぼみの損害が発生しております。この事故による損害賠償につきましては、8月1日、示談が成立し、相手方へ全国市長会学校災害賠償補償保険より損害賠償金8万6,500円の支払いを完了しております。

今回の事故につきましては、学校での部活動練習の安全対策が十分ではなかったことが原因であり、当該学校長へは厳しく指導をするとともに、顧問教師にも安全指導の徹底に心がけるようあわせて指導を行っております。今後も、各学校、幼稚園に対しまして、機会あるごとに学校内外の安全指導に心がけるよう指導を重ねてまいります。以上、報告いたします。

○議長（古本俊克）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

報告第29号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）の報告を求めます。建築住宅課長。

◎建築住宅課長（須藤重広）

報告第29号の専決処分について御報告申し上げます。

議案書の47ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上、必要な訴えの提起について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

事件の概要に記されている6名の者は、文書による督促や催告、戸別訪問による納入指導に従わないほか、分割納入にも応じず誠意を示さないものであります。

さらに、訴訟提起前に和解のための呼び出しを行いましたが、それにも応じないため、公営住宅法第32条及び飯塚市市営住宅条例第43条の規定により悪質滞納者として住宅の明け渡しを求め、福岡地方裁判所飯塚支部に訴訟を提起したものです。

今後も引き続き、支払いに対し誠意を示さない悪質滞納者につきましては、公正、公平性の観点からも厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。以上で、報告第29号の説明を終わります。

○議長（古本俊克）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

署名議員を指名いたします。9番 梶原健一議員、26番 田中廣文議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成20年第3回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間、お疲れさまでございました。

午後0時06分 閉会

△出席及び欠席議員

(出席議員 34名)

- 1番 古本俊克
- 2番 松本友子
- 3番 川上直喜
- 4番 楡井莞爾
- 5番 秀村長利
- 6番 原田佳尚
- 7番 後藤久磨生
- 8番 江口 徹
- 9番 梶原健一
- 10番 芳野 潮
- 11番 八児雄二
- 12番 田中裕二
- 13番 上野伸五
- 14番 鯉川信二
- 15番 田中博文
- 16番 安藤茂友
- 17番 人見隆文
- 18番 柴田加代子
- 19番 兼本鉄夫
- 20番 藤浦誠一

2 1 番 吉 田 義 之
2 2 番 市 場 義 久
2 3 番 瀬 戸 元
2 4 番 永 末 壽
2 5 番 西 秀 人
2 6 番 田 中 廣 文
2 7 番 道 祖 満
2 8 番 岡 部 透
2 9 番 佐 藤 清 和
3 0 番 藤 本 孝 一
3 1 番 永 露 仁
3 2 番 森 山 元 昭
3 3 番 東 広 喜
3 4 番 木 下 昭 雄

職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 井 上 富士夫 |
| 次長 | 安 永 円 司 |
| 調査担当主査 | 許 斐 博 史 |
| 議事係長 | 久 世 賢 治 |
| 書記 | 井 上 卓 也 |
| 書記 | 高 橋 宏 輔 |
| 書記 | 城 井 香 里 |

説明のため出席した者

| | |
|-----------|---------|
| 市長 | 齊 藤 守 史 |
| 副市長 | 上 瀧 征 博 |
| 教育長 | 森 本 精 造 |
| 上下水道事業管理者 | 浜 本 康 義 |
| 企画調整部長 | 縄 田 洋 明 |
| 総務部長 | 野見山 智 彦 |
| 財務部長 | 実 藤 徳 雄 |
| 経済部長 | 梶 原 善 充 |
| 市民環境部長 | 都 田 光 義 |
| 児童社会福祉部長 | 則 松 修 造 |
| 保健福祉部長 | 永 尾 敏 晴 |
| 公営競技事業部長 | 城 丸 秀 高 |
| 都市建設部長 | 村 瀬 光 芳 |

| | |
|------------|---------|
| 上下水道部長 | 黒 河 健二郎 |
| 教育部長 | 上 田 高 志 |
| 生涯学習部長 | 鬼 丸 市 朗 |
| 行財政改革推進室長 | 田子森 裕 一 |
| 企業誘致推進室長 | 橋 本 周 |
| 都市建設部次長 | 定 宗 建 夫 |
| 会計管理者 | 瓜 生 元 彰 |
| 財政課長 | 石 田 慎 二 |
| 環境施設課長 | 今 中 敏 晴 |
| 建築住宅課長 | 須 藤 重 広 |
| 穂波支所経済建設課長 | 有 吉 通 徳 |
| 学校教育課長 | 片 峯 誠 |

議 長

副議長

署名議員 番

署名議員 番